

# 鎌倉市では、特殊詐欺被害を防ぐ電話機等の 購入費を一部助成しています！

## ☎ 「特殊詐欺被害を防ぐ電話機等」とは

特殊詐欺被害を防止することを目的とした機能を有する固定電話機または固定電話に取り付ける機器のことで、その機能は次のとおりです。

- 機能1 電話機の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に、自動で通話内容を録音する旨のメッセージを流す。
- 機能2 通話内容を録音する。

この電話は迷惑  
電話防止のため  
録音します



## 1 補助対象者(※次の条件をすべて満たしている方)

- (1) 鎌倉市に住民登録がある70歳以上の方で、住所地で電話機等を設置し、利用する方。
- (2) 電話機等を生活の用途として購入した方(令和3年4月1日以降に購入した方)。
- (3) 前年度の市税を完納している方。
- (4) 過去に同制度による補助金の交付を受けていない方。

## 2 補助内容

- (1) 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで  
※定員に達した場合は、その時点で受付を終了します。
- (2) 対象人数 120人
- (3) 補助金額 補助対象経費の3分の2(1,000円未満切り捨て)上限6,000円  
補助対象経費とは、機器本体価格及びそれに係る消費税のみです。  
※電気店等での現金還元可能なポイント等の使用分及び加算分は含みません。
- (4) 1世帯につき1台、1回限りです。

## 3 注意事項

- (1) 補助金交付申請時に領収証(写しでも可)が必要です。そのため、インターネットで購入される方で領収証の発行がないことがわかった場合は、購入前にご相談ください。(状況を聴き取った上で申請方法を案内します。)
- (2) 補助金交付申請の対象電話機等は申請者本人が購入したものに限りませんが、諸事情により申請者以外の方が購入される場合は、購入前にご相談ください。
- (3) 申請者本人が手続きすることが困難な場合は、代理申請が可能です。代理申請を検討されている方でご不明な点がございましたら、申請前にご連絡ください。(添付書類等を案内します。)

# 特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助制度 申込手順

## 1 補助対象機器の購入・設置

### ☎ 購入時の注意 ☎

- ※インターネットで購入した場合であっても、申請者本人の名前が記載された領収書が必要です。
- ※クーポンやポイントを使用された場合は、購入金額から使用分を差し引き、実質支払額で補助額を算出します。また、ポイントが加算された場合も、実質支払額から加算されたポイントを差し引きます。

## 2 申請書の提出

申請の際に提出いただく書類は、次のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 個人情報の取扱いに係る同意書
- (3) 領収書の写し  
(申請者名、購入日、品名、購入金額、購入店が記載されているもの)
- (4) 保証書の写し  
(メーカー発行の保証書に申請者名、購入日、品名が記載されているもの)
- (5) 補助金振込口座（申請者名義）の通帳またはキャッシュカードの写し  
(金融機関名、預金種類、口座番号が確認できるもの)

※代理申請について

- (1) 代理申請の場合は、上記提出書類に加えて、次の書類を提出いただきます。

1点	申請者の個人番号カードの写し
	申請者の運転免許証または旅券の写し
	申請者との血縁関係がわかる戸籍謄本の写し
2点	申請者の被保険者証の写し（介護保険、医療保険または後期高齢者医療保険）
	申請者の限度額認定証の写し（介護保険、医療保険または後期高齢者医療保険）
	申請者の介護保険負担割合証の写し
	申請者の年金手帳または年金証書の写し

- (2) 補助金は、申請者本人（申請者名義）の口座に振込みます。

## 3 補助金交付決定

- (1) 提出書類を受付した後、架電して機器設置を確認します。
- (2) 申請書類を審査した後、交付決定通知書を郵送します。  
(交付決定通知書に支払予定日を記載していますので、ご確認願います。)
- (3) 申請時期により、補助金の支払いに2、3カ月程度を要する場合があります。

## 4 提出先・問い合わせ先

鎌倉市役所 地域のつながり課 安全安心担当  
鎌倉市御成町 18-10 第3分庁舎1階  
電話：0467-61-3881（直通）